

## 債務整理事件処理の規律を定める規程施行規則

(平成二十三年二月十七日規則第四百十五号)

### (趣旨)

第一条 この規則は、債務整理事件処理の規律を定める規程(会規第九十三号。以下「規程」という。)第十三条から第十六条までの規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

### (解決報酬金の上限額)

第二条 規程第十三条に規定する規則で定める上限の金額は、二万円とする。

2 事業者に事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者から事業用資金の借入れがなされた場合であつて、当該借入れに物的担保(手形又は小切手が交付されている場合を含む。)又は人的担保が供されているときは、前項の規定にかかわらず、当該債権者に限り、同項の上限の金額を五万円とする。

### (減額報酬金の上限)

第三条 規程第十四条に規定する規則で定める割合は、十パーセントとする。

### (過払金報酬金の上限)

第四条 規程第十五条に規定する規則で定める割合は、訴訟によらずに過払金を回収したときにあつては二十パーセントとし、訴訟により過払金を回収したときにあつては二十五パーセントとする。

### (送金代行についての手数料の規制)

第五条 弁護士は、規程第十六条の手数料を債務者に対して請求し、又は債務者から受領するときは、その金額を、一回の送金について、送金先となる債権者一人当たり、銀行その他の金融機関に支払うべき送金手数料の実費に相当する額を含めて千円を超える金額としてはならない。

### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。